



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

選挙の **とうひょうたちあいじん** 投票立会人 **に** ないませんか??

富山市選挙管理委員会では、18歳・19歳・20歳代の皆さまを中心に、より身近な選挙を体験していただけるよう**投票立会人の候補者登録制度**を実施します。
ご希望される方は、次の要領でお申し込みください。「投票立会人候補者名簿」にご登録いただき、選挙が行われる際、ご連絡させていただきます。

投票立会人とは・・・

投票事務の公平を確保するため、投票所で投票事務全般に立ち会う大切な役職です。主な仕事の内容は、次のとおりです。

- ・投票所および投票箱の開閉に立ち会うこと
- ・選挙人と選挙人名簿との照合に立ち会うこと
- ・選挙人に対する投票用紙交付に立ち会うこと
- ・投票録(投票状況等を記録した書類)へ署名すること
- ・投票箱を開票所へ送致すること(投票日当日のみ)



- ①投票に関する決定や投票所内での指示は、すべて投票管理者が行いますが、投票立会人は投票手続きの決定について意見を聴かれることがあります。
- ②投票立会人は、一連の投票手続きが適正に行われているか、投票の秘密が守られているかを監視します。

応募要件

次のすべてを満たす方が対象です。

- 富山市内に住所を有する、満18歳から29歳までの方
- 富山市の選挙人名簿に登録されている方（富山市の選挙権がある方）
- 公職選挙法第11条に規定する「選挙権及び被選挙権を有しない者」ではない方
- 富山市暴力団排除条例第2条第2号の規定（暴力団員等）に該当しない方

※高校生は、学校の許可等が必要な場合があります。学校の規則等に従い応募してください。



種類

投票立会人には、次の2種類があります。どちらか片方または両方でも、応募できます。

- 期日前投票所の投票立会人（8：30～20：00または8：30～18：00）
- 投票日当日における投票立会人（7：00～20：00または7：00～18：00）

※投票所の場所や開票所への随行の有無により、従事終了時刻が異なります。

また、上記時間の半分（半日）での従事をお願いする場合があります。

場所

期日前投票所（11箇所）または投票日当日における投票所（113箇所）のうち、富山市選挙管理委員会が指定する1箇所にて、従事していただく予定です。

※詳細は市ホームページをご確認ください。

報酬

※金額は変更となる場合があります。

- 期日前投票所の投票立会人 日額 10,900円（18：00までの場合、日額 9,004円）
- 投票日当日における投票立会人 日額 12,400円（18：00までの場合、日額 10,492円）

※上記の額から所得税を差し引いた金額での支給となります。

また、半日の場合は、上記の額の半額となります。

登録から選任までの流れ

- ①市ホームページから「**投票立会人候補者登録申込書**」をダウンロードし、必要事項を記入の上、持参又は郵送にて富山市選挙管理委員会事務局まで提出する（FAX・メール不可）。
- ②富山市選挙管理委員会にて書類審査し、その後結果を通知する。
- ③選挙が近づいたら、富山市選挙管理委員会事務局から登録者に従事依頼の連絡をする。

※選挙の際に、必ずしも登録された方全員にお声がけするとは限りませんので、予めご了承ください。

【各種申し込み・問い合わせ先】

富山市選挙管理委員会事務局（富山市役所 3F）

Tel：076-443-2126 Fax：076-441-1690

E-mail：senkanjimu-01@city.toyama.lg.jp



※その他の詳細は市ホームページからご確認ください。